



愛媛県報

発行 愛媛県

平成18年8月22日火曜日 第1788号

◇ 目 次 ◇ 告 示

大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等（2件）...	717
指定自立支援医療機関の指定（2件）.....	718
愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正.....	718
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	719
愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正.....	720
付保義務の発生.....	721

開発行為に関する工事の完了.....	722
公 告	
ダブルカパーリングマシンの購入.....	722
アップツイスター（延伸装置付）の購入.....	723
任 免 辞 令	
公営企業任免辞令（2件）.....	723

告 示

○愛媛県告示第1221号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労働課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年8月22日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
マック川東店・ダイソー川東店・サークルケイ桜木町店	新居浜市郷一丁目乙192番地9	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	午前10時から午後8時まで	株式会社大屋 午前10時から午前0時まで 株式会社つるや 午前10時から午後10時まで サークルケイ四国株式会社 24時間	平成18年8月10日	平成18年8月4日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時45分から午後8時15分まで	24時間		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労働課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1222号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業

業経済部商工労政課並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年 8月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
フレッシュバリュー三島店	四国中央市中曽根町447番地	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	午前10時から午後10時まで	24時間	平成18年8月7日	平成18年8月3日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時30分から午後10時30分まで	24時間(第2駐車場 午前6時から午後10時まで)		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1223号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成18年 8月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開設者の住所及び氏名又は名称	担当すべき医療の種類	指定年月日
愛媛県立南宇和病院	南宇和郡愛南町城辺甲2433-1	松山市 愛媛県知事 加 戸 守 行	腎臓に関する医療 (育成医療・更生医療)	平成18年7月1日

○愛媛県告示第1224号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成18年 8月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開設者の住所及び氏名又は名称	担当すべき医療の種類	指定年月日
西条調剤薬局	西条市大町540番地4	伊予郡松前町 有限会社東予調剤		平成18年7月1日
広小路薬局	宇和島市堀端町1-18	宇和島市 金谷 章彦		"
アイン薬局四国中央市	四国中央市上分町734-3	北海道札幌市 株式会社アインファーマシーズ		"
株式会社東予薬局中須賀店	新居浜市中須賀一丁目6番11号	新居浜市 株式会社東予薬局		"

○愛媛県告示第1225号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和36年12月愛媛県告示第1051号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成18年7月20日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成18年 8月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)				(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)			
第 2 条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。				第 2 条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。			
農業近代化資金の種類	利子補給率			農業近代化資金の種類	利子補給率		
	法第 2 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる融資機関が同条第 1 項第 1 号に掲げる者に貸し付ける場合	法第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる融資機関が同条第 2 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第 2 条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる融資機関が同条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付ける場合		法第 2 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる融資機関が同条第 1 項第 1 号に掲げる者に貸し付ける場合	法第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる融資機関が同条第 2 号から第 4 号までに掲げる融資機関が同条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第 2 条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる融資機関が同条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年 1 分 2 厘 5 毛（青年農業者に農業生産又は農産物処理加工に伴つて生ずる公害防止のために必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金を貸し付ける場合にあつては、年 2 厘を加算する。）	年 1 分 2 厘 5 毛	年 4 厘 5 毛	1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年 1 分 2 厘 5 毛	年 1 分 2 厘 5 毛	年 4 厘
2・3 省略				2・3 省略			
4 農林水産大臣の定める規模を越えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金	年 1 分 2 厘 5 毛（青年農業者に貸し付ける場合にあつては、年 2 厘を加算する。）	同上	同上	4 農林水産大臣の定める規模を越えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金	年 1 分 2 厘 5 毛（青年農業者に貸し付ける場合にあつては、年 1 厘を加算する。）	同上	同上
5～7 省略				5～7 省略			

○愛媛県告示第1226号

四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・関地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年 8月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・関地区）計画書の写し
- (2) 四国中央市土居町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成18年 8月23日から 9月20日まで

3 縦覧場所

四国中央市役所土居総合支所

○愛媛県告示第1227号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第 881 号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成18年 7月20日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成18年 8月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)						(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)					
第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。						第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。					
漁業近代化資金の種類	利子補給率					漁業近代化資金の種類	利子補給率				
	法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。)第5条に規定する団体に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体に貸し付ける場合)	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者(同令第5条に規定する団体に貸し付ける場合)	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者(同令第5条に規定する団体に貸し付ける場合)		法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者(同令第5条に規定する団体に貸し付ける場合)	法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。)第5条に規定する団体に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体に貸し付ける場合)	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者(同令第5条に規定する団体に貸し付ける場合)

				し付 ける 場合	
1・2 省略					
3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水分供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）	年1分2厘5毛	年1分5毛	年1分2厘5毛	年4厘5毛	年4厘5毛
4～6 省略					
7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金			同上	年4厘5毛	年4厘5毛
8 省略					

○愛媛県告示第1228号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成18年 8月22日

愛媛県知事 加戸守行

（八幡浜地方局管内）

八幡浜加入区

○愛媛県告示第1229号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成18年 8月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
18松局建（開）第22号 平成18年 8月 7日	伊予郡松前町大字北黒田字竪田492番3、492番4、493番4、493番5及び94番	伊予市米湊834番地20 株式会社亀岡 代表取締役 亀岡 英文

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年 8月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
ダブルカバーリングマシンの購入
- (2) 購入物品名及び数量
ダブルカバーリングマシン 1式（使用にあたり必要な付帯装置、搬入、据付け、配線、調整等 1式を含む。）
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入期限
平成19年 1月31日
- (5) 納入場所
繊維産業試験場
- (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、差の端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成18年度及び平成19年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県総務部管理局総務管理課用品調達係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2156

- (2) 入札書の受領期限
平成18年 9月19日（火）午後3時
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成18年 9月19日（火）午後3時
愛媛県庁舎 第二別館 1階会議室

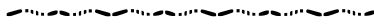
4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。
イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。
- (3) 入札者に要求される事項
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札書の提出に先立って提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
イ 入札書は封印し、受領期限までに提出しなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
Double Covering Machine , 1 set

- (2) Time limit of tender: 3:00 p.m., 19 September 2006
 (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, General Administration Division, General Affairs Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
 TEL 089 912 2156



○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年 8月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
 アップツイスター（延伸装置付）の購入
- (2) 購入物品名及び数量
 アップツイスター（延伸装置付）1式（使用にあたり必要な付帯装置、搬入、据付け、配線、調整等1式を含む。）
- (3) 購入物品の内容等
 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入期限
 平成19年 1月31日
- (5) 納入場所
 愛媛県繊維産業試験場
- (6) 入札方法
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、差の端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成18年度及び平成19年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
 愛媛県総務部管理局総務管理課用品調達係
 〒790 8570
 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
 電話 (089)912 2156
- (2) 入札書の受領期限
 平成18年 9月19日（火）午後 1時30分
- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所
 平成18年 9月19日（火）午後 1時30分
 愛媛県庁舎 第二別館 1階会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 ア 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。
 イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。
- (3) 入札者に要求される事項
 ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札書の提出に先立って提出しなければならない。
 なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 イ 入札書は封印し、受領期限までに提出しなければならない。
- (4) 入札の無効
 2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
 要
- (6) 落札者の決定方法
 この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
 UP twister, 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 19 September 2006
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, General Administration Division, General Affairs Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
 TEL 089 912 2156

任 免 辞 令

○公営企業任免辞令

7月1日

（県立中央病院）

米 沢 数 馬

（県立今治病院）

山 下 嘉 郎

愛媛県技術吏員に任命する
 医療職（一）1級を命ずる

技師を命ずる

(頭書)勤務を命ずる(各通)

(県立中央病院)	西 谷 果代子
(同)	久 保 沙矢佳
(同)	小 原 麻 衣
(同)	相 田 紗也可
(同)	佐久間 美 保
(同)	梅 崎 慎 子
(同)	渡 部 有 紀
(県立新居浜病院)	和 田 絵 美
(同)	久 保 みなみ

愛媛県技術吏員に任命する

医療職(三)2級を命ずる

技師を命ずる

(頭書)勤務を命ずる(各通)



○公営企業任免辞令

6月30日

愛媛県技術吏員	日比野 成 俊
同	平 賀 徳 人
同	野 中 理津子
同	五 島 美知子
同	鎌 田 万 里
同	上 田 弘 子

願により本職を免ずる(各通)

技術員 日 野 ひとみ

願により職務を解く